



アニコム損保のペット保険

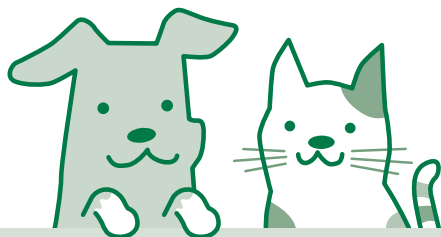
どうぶつ健保

ご契約のしおり

ペット保険普通保険約款および特約

ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」



●「ご契約のしおり」について

この「ご契約のしおり」はアニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄をご説明しています。また、ペット保険普通保険約款および特約を記載していますので、ご一読の上、大切に保管いただきますようお願いいたします。なお、保険金請求については別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。わかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく弊社までご連絡ください。

●アニコム損保のフィロソフィー 「ペットはいません、家族ならいますが。」

弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり、単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えかねない部分を除き、できる限り「どうぶつ」と表記しています。

●弊社の目指す「あんしん」とは

どうぶつは大切な家族。家族が病気やケガをしたら、できる限り世話をし、早く元気になってほしいと願うのは、誰もが同じ気持ちです。

弊社は「どうぶつ健保」を通じて、ご契約者をはじめご家族の皆様にも一日も早く笑顔が戻ってほしい、と願っています。家族の笑顔と健康の回復、そして何より豊かなどうぶつとの暮らしこそ、弊社の目指す「あんしん」です。

ご契約のしおり 目次

主な保険用語のご説明…………… P 2

1 ご契約にあたって

クーリングオフ制度(保険契約の申込みの撤回等について)…………… P 5
契約条件…………… P 5
保険期間と保険責任…………… P 6
保険料の払込方法・支払方法…………… P 6
解約と返還保険料…………… P 7
契約の失効…………… P 8
自動継続…………… P 8

2 補償内容

商品の仕組み…………… P 10
補償内容(保険金をお支払いする場合)…………… P 10
保険金をお支払いできない主な場合…………… P 11
主な特約とその概要…………… P 12

3 契約内容の変更に際のご連絡…………… P 13

4 保険金のご請求について

診療費にかかる保険金のご請求方法…………… P 15
賠償責任事故における保険金のご請求方法…………… P 15

5 Q&A(各種手続きについて)…………… P 16

6 アニコム損保からのご案内

代理店の役割…………… P 18
個人情報の取扱いに関するご案内…………… P 18
保険料控除…………… P 19
保険会社破綻時の取扱い…………… P 19

7 ペット保険普通保険約款および特約

ペット保険普通保険約款…………… P 20
ペット賠償責任特約…………… P 30
分割払特約…………… P 35
継続契約特約…………… P 37
通信販売特約…………… P 39
初回保険料払特約…………… P 40
クレジットカード払特約…………… P 42
特定傷病除外特約…………… P 43
待機期間補償特約…………… P 44
包括契約特約(毎月精算方式)…………… P 44
包括契約特約(一括精算方式)…………… P 45
精算特約(一括精算方式用)…………… P 46
団体扱特約(給与引去方式)…………… P 47
団体扱特約(口座振替方式)…………… P 50
集団扱特約…………… P 53

主な保険用語のご説明

か 行

契約者……………保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料のお支払い義務）を持つ約款上の「保険契約者」をいい、以下「契約者」といいます。

さ 行

始期月……………始期日が属する月をいい、以下「始期月」といいます。

始期日……………保険期間の始期の属する日をいい、以下「始期日」といいます。

失効（死亡失効）……………ご契約の犬または猫が死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

傷病……………ご契約の犬または猫が被った身体障害を約款上「傷病」といい、以下「病気・ケガ」といいます。

主契約……………約款のうち「ペット保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）」に記載されている契約内容をいいます。

診療記録簿……………ご契約者名・被保険者名・どうぶつ名・犬または猫の生年月日・写真等の情報が記載された、保険金請求を行う際にご利用いただく弊社発行のカードをいいます。保険期間中の限度日数（回数）の残数がいつでもわかるように、「どうぶつ健保」対応病院もしくは被保険者に、保険を利用して診療を受けた日付を記録していただきます。
「どうぶつ健保」対応病院において保険金を窓口で精算する際には、診療記録簿を窓口で提示していただくことにより、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとなるため、とても便利に保険制度をご利用いただけます。

診療明細書……………診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。
保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただいでください。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

た 行

対応病院……………「どうぶつ健保」対応病院をいいます。一部の例外を除いて保険金を病院の窓口で精算することができます。窓口で精算できる場合、窓口で精算できない場合については、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

他の保険契約等……………この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

どうぶつ……………保険の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいい、以下「どうぶつ」といいます。

特約……………普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法などについて特別なお約束をする目的で適用するものです。

は 行

払込期日……………保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

被保険者……………保険の補償を受ける人をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。被保険者の範囲は普通保険約款およびペット賠償責任特約において次のように定められています。被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合もありますのでご注意ください。
被保険者は保険証券等記載の被保険者（以下「本人」といいます。）のほか次の方をいいます。（ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。）
①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

保険期間……………保険証券・診療記録簿等に記載された「保険期間」の始期日から満期日までをいいます。

保険金……………約款で定められた支払事由に該当したときに、弊社から被保険者にお支払いするお金のことをいいます。

保険金請求書……………弊社に直接保険金請求をしていただく際にご提出いただく書類のひとつです。「どうぶつ健保」対応病院以外で診療を受けたとき、あるいは対応病院の窓口で保険金請求手続きができなかったときにご提出いただけます。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

保険証券……………ご契約の犬または猫、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。
 なお、弊社では「保険証券」に代えて「ご契約内容のお知らせ」・「診療記録簿」をお届けします。また、ご契約者様専用ページ(<http://www.anicom-sompo.co.jp/>)から「Web保険証券」の閲覧・印刷もできます。
 ※保険証券の発行が必要な方は弊社までご連絡ください。

保険料……………保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

ま 行

窓口精算……………「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金請求手続きが完了することをいいます。窓口で精算された場合には、対応病院が弊社に保険金を請求します。窓口で精算が可能な条件は、①対応病院で診療を受けること ②窓口精算期間に診療記録簿（原本）を病院窓口に提示すること ③病院窓口で保険契約の有効性が確認できること の3つが条件となります。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

満期日……………保険期間の満期の属する日をいい、以下「満期日」といいます。

や 行

約款……………ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約があります。

有効性確認……………保険契約の有効性確認とは、「どうぶつ健保」対応病院が、ご契約が有効であるか、また窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認することです。万が一、病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合でも、補償が途切れておらず支払事由に該当する場合には、後日弊社へ直接ご請求いただければ保険金をお支払いいたします。

1

ご契約にあたって

1 クーリングオフ制度（保険契約の申込みの撤回等について）

(1)「どうぶつ健保べいびい」

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。

- ①お手続き期間：「お客様が契約を申込みされた日」または「この冊子を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- ②クーリングオフされる場合は、はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内（8日以内の消印有効）に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。

【記入必要事項】

- ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ご契約を申込みされた方の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号
- ご契約を申込みされた年月日
- ご契約を申込みされた保険の内容 a. 証券番号 b. ご契約を申込みされた犬または猫の種類・品種
- ご契約を申込みされた弊社代理店名

〔送付先〕〒161-8546 東京都新宿区下落合 1-5-22 アリミノビル2F

アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行

- ③保険料の返還：クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還いたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。



ご注意 かかわらず知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

(2)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

クーリングオフできませんのでご注意ください。（継続契約特約により自動継続された契約を含みます。）

2 契約条件

この保険の対象となるどうぶつは、ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになった満0歳の犬または猫です。

3 保険期間と保険責任

(1)「どうぶつ健保べいびい」

保険期間は1年間であり、始期日は保険契約締結後犬または猫がお引渡しされた時を始期とし、始期日の1年後の応当日前日午後12時を満期とします。ただし、お引渡日前にペットショップ等の店内で既に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常あるいは、発生していた賠償事故に対しては、保険金をお支払いできません。

(2)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

保険期間は1年間であり、始期日は「すまいるべいびい」の満期日の翌日午前0時を始期とし、始期日の1年後の応当日前日午後12時を満期とします。ただし、お引渡しより前にペットショップ等の店内で既に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常あるいは、発生していた賠償事故に対しては、保険金をお支払いできません。

4 保険料の払込方法・支払方法

(1) 払込方法が年払の場合

①「どうぶつ健保べいびい」

原則としてクレジットカードまたはキャッシュカードによる即時口座引落ととなります。これらによるお支払いをご希望されない場合等は、コンビニエンスストアの店頭あるいはゆうちょ銀行ATMでお引渡日にお支払いいただいた後の申込手続きとなります。

②「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

原則としてクレジットカードまたはキャッシュカードによる即時口座引落ととなります。これらによるお支払いをご希望されない場合等は、コンビニエンスストアの店頭あるいは銀行ATMでお引渡日から原則として14日以内にお支払いいただきます。

現金によるお支払いの場合は、お申込当日にお支払いいただきます。ただし、お取扱できない場合もありますので、お申込みに先だっでご確認ください。

(2) 払込方法が月払の場合

保険料はクレジットカードでのお支払いのみとなります。なお、月払の初回保険料は、お申込手続きが完了した後、12分割した2回分をお支払いいただきます。また、月払の第2回目以降の保険料は、次のとおりです。

①「どうぶつ健保べいびい」

保険契約の始期月の翌月以降10ヶ月間は、1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。なお、第2回目以降の保険料の払い込みにつきましては、クレジットカードのご利用日は毎月1日となります。

【例】 3月1日始期日 の場合	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

ただし、お申込日によっては、第2回目保険料の請求が始期月の翌月に万が一できなかった場合には、右表のとおり始期月の翌々月に2回分の保険料をご請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

【例】 3月1日始期日 の場合	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

②「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

保険契約の始期月の翌月以降10ヶ月間は、1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。なお、第2回目以降の保険料の払い込みにつきましては、クレジットカードのご利用日は毎月1日となります。

【例】 2月1日申込日 3月1日始期日 の場合	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

●第2回目以降の保険料の払込期日

「どうぶつ健保べいびい」および「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」のいずれについても、第2回目保険料の払込期日は、始期月の翌月末日であり、以降毎月末日となります。この期日までに保険料をお支払いください。

ご注意 保険料のお支払いが遅れた場合

万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前に犬または猫が被った病気・ケガによる診療費に対し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

5 解約と返還保険料

ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約される場合は弊社までご通知ください。解約の返還保険料は次のとおりです。なお、年払の返還保険料は次の計算式によりしますので、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。また、月払で払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分に限り請求をいたします。

年払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求いたしません。 ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

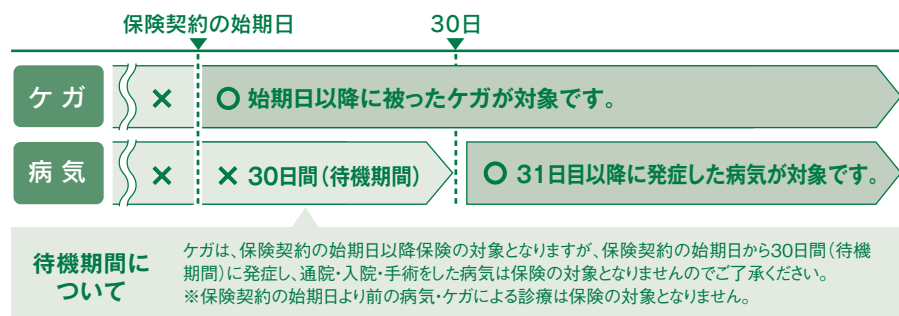


ご注意

一旦、この保険契約を解約された後に同じ犬または猫について新たに弊社のペット保険にお申込みいただく際には、犬または猫の健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合、あるいは特定の病気・ケガが保険の対象外となる場合があります。また、病気



が保険の対象とならない以下の待機期間が適用されます。ただし、待機期間の定めは、次年度以降の継続契約には適用されません。



6 契約の失効

ご契約の犬または猫が死亡した場合は、保険契約は失効となります。この場合の返還保険料は次のとおりです。(以下は「どうぶつ健保べいびい」および「どうぶつ健保すまいるふあみりい」共通となります。)

年払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割



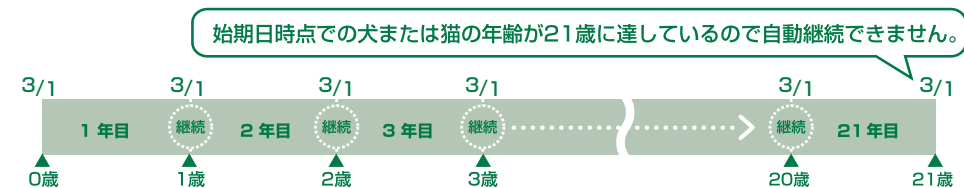
ご注意

お手続きには、客観的に犬または猫の死亡が確認できる書面(例：死亡診断書、火葬、葬儀の領収書等のコピー)が必要となります。書面での確認が取れない場合には、任意解約扱いとなりますのでご了承ください。

7 自動継続

- 継続契約特約を適用してお引受させていただいておりますので、お申し出がない限り満期後は自動継続とさせていただきます。
 - 自動継続とは、ペット賠償責任特約適用の有無、支払方法(口座情報など)および払込方法、適用割引を前年と同条件で引受させていただくことです。なお、基本保険料は、犬または猫の年齢が進行すること等により変更となります。ただし、動物取扱業者で犬または猫を購入と同時に保険契約を締結された場合の契約において、保険料のお支払いに関する情報等が弊社にご通知されていない場合は、自動継続扱いのご案内はいたしかねます。その場合、継続契約のお手続きが必要となりますのでご了承ください。また、始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、継続契約についてのご案内の前に体重確認をさせていただき、その申告体重に基づき次年度の保険料をご案内させていただきます。
 - ペットショップ等動物取扱業者から満0歳の犬または猫をお迎えになったのと同時に締結した「どうぶつ健保べいびい」の初年度の保険契約の場合は、2ヶ月目以降の支払割合にて継続となります。
- ※自動継続ができない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

[例] 0歳でご契約、保険契約の始期日が3月1日、生年月日が1月1日の場合



※新たに弊社のペット保険をお申込みいただく際には、そのときの犬または猫の健康状態についての告知が必要ですが、継続契約においては健康状態についての告知は不要です。

(1) 自動継続についてのお知らせ

満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までには継続契約についてのご案内をさせていただきますので、継続をご希望されない場合はその際に必ずお申し出ください。なお、保険契約のご継続は、継続契約の始期日時点での年齢が20歳11ヶ月までのご契約となります。

(2) 自動継続を中止するには(ご契約を満了するには)

ご契約の満了をご希望の場合は、お手数ですがペット保険「どうぶつ健保ふあみりい」継続契約申込書に「継続しない」旨を記載の上、期日までに弊社へご返送ください。この用紙をご返送いただかない場合には、ご契約は自動継続とさせていただきます。

(3) 自動継続後の診療記録簿

新しい診療記録簿をお送りさせていただきますので記載内容をご確認の上、お手元で大切に保管してください。

2 補償内容

1 商品の仕組み

この保険は、ご契約の犬または猫が病気・ケガによって診療を受け、被保険者が支払った診療費を補償します。

(1)「どうぶつ健保べいびい」

ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになった満0歳の犬または猫を対象とします。

(2)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになった犬または猫に対し、「どうぶつ健保すまいるべいびい」から引続き補償をご継続される方を対象とします。

2 補償内容(保険金をお支払いする場合)

ご契約の犬または猫が病気・ケガを被り、その直接の結果として、犬または猫が日本国内で診療を受けたことによって被保険者が支払った通院・入院および手術の診療費に対して、保険証券等記載の支払割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。

ただし、通院・入院・手術といった診療形態ごとの限度額および限度日数(回数)を超えないものとします。

(1)「どうぶつ健保べいびい」

① 動物取扱業者から満0歳の犬または猫を購入と同時に、お申込みいただいた始期日から最初の1ヶ月間

保険の対象となる診療費の100%をお支払いします。				この期間のみ、時間外診療費および往診料も保険の対象となります。
	通 院	入 院	手 術	
支払限度額	20,000円まで/1日	20,000円まで/1日	200,000円まで/1回	
契約の始期日から1ヶ月間の限度日数(回数)	20日/1ヶ月間	20日/1ヶ月間	2回/1ヶ月間	

② 以降11ヶ月間

保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。				この期間は、時間外診療費および往診料は保険の対象外となります。
	通 院	入 院	手 術	
支払限度額	10,000円まで/1日	10,000円まで/1日	100,000円まで/1回	
11ヶ月間の限度日数(回数)	20日/11ヶ月間	20日/11ヶ月間	2回/11ヶ月間	

(2)「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。				時間外診療費および往診料は保険の対象外となります。
	通 院	入 院	手 術	
支払限度額	10,000円まで/1日	10,000円まで/1日	100,000円まで/1回	
限度日数(回数)	20日/1年間	20日/1年間	2回/1年間	

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。
 - ➡ 例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。
- 同一原因による2回目以降の手術は、獣医学上止むを得ない場合に限りお支払対象となります。

3 保険金をお支払いできない主な場合

普通保険約款「第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合 第2条、第3条」および「別表1(第3条第2項関係)」、あるいは「ペット賠償責任特約 第2条、第3条」または別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

4 主な特約とその概要

ご契約により適用される特約が異なりますので「ご契約内容のお知らせ」等でご確認ください。

特約名	特約の概要
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約の犬または猫が起こした噛みつき、引っかかり等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 1事故につき、3,000円を損害額から控除して支払うものとします。事故を起こされた場合、損害賠償事故にかかわる相手方との示談は、弊社へご相談の上お進めください。
分割払特約	保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込む場合に適用されます。
継続契約特約	お申し出がない限り満期後は自動継続とさせていただきます。なお、事前に継続契約についてのご案内をさせていただきますので、継続を希望されない場合には満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
初回保険料払特約	あらかじめ保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。
クレジットカード払特約	保険料の支払いがクレジットカードによる場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
待機期間補償特約	動物取扱業者で満0歳の犬または猫を購入と同時に保険契約を締結した場合は、待機期間（始期日より30日間の病気の免責期間）が適用されません。

※詳しくは特約でご確認ください。

3

契約内容の変更に関するご連絡

事前にご準備ください

- (1) 契約内容の変更は、契約者ご本人様よりご連絡をお願いいたします。
- (2) 契約内容の変更の際には、契約者のご本人確認をさせていただいております。
- (3) ご本人確認にあたっては、契約者のお名前、証券番号、架電者のお名前・ご契約者との関係（契約者ご本人・被保険者・左記以外の第三者）等をお伺いいたします。
- (4) 必ず「診療記録簿」・「ご契約内容のお知らせ」等をお手元にご用意の上、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

主な手続きの種類

電話受付のみでお手続き可能な変更内容もありますが、内容によっては必要書類を弊社よりお送りしますので、ご記入の上提出をお願いいたします。

電話受付のみ

- 診療記録簿の再発行

マイページサービスからも可能

- ご契約者の住所・電話番号・Eメールの変更
- ご契約者の改姓
- 保険金請求書（兼医療照会同意書）発行など

電話受付あるいは
マイページサービスから
お手続きが可能なもの

書面による
お手続きが必要なもの

- 保険契約の継承（譲渡）
- 保険料振替口座やクレジットカードの変更
- 犬または猫の死亡
- ご契約者の死亡
- 保険契約の解約など

マイページサービスとは



弊社ではホームページ上に、契約ごとの「ご契約者様専用ページ」をご用意しています。Web保険証券の閲覧・ダウンロード、保険金請求書類のダウンロード、保険金等受取実績の確認などをすることができますので、ぜひご利用ください。（詳しくは巻末をご覧ください。）



ご利用の際には弊社から発行させていただいております暗証番号が
ご注意 必要となります。

ログイン方法

<http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン



証券番号・暗証番号を入力

弊社の連絡先

あんしんサービス
センター

0800-888-8256

携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2314**

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

4

保険金のご請求について

1 診療費にかかる保険金のご請求方法

- (1) 「どうぶつ健保」対応病院の窓口で保険金のご請求手続きを完了する方法
- (2) 被保険者ご自身で直接弊社に保険金を請求していただく方法 の2通りとなります。
詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

2 賠償責任事故における保険金のご請求方法

賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合には、すみやかに弊社あんしんサービスセンターまでご連絡ください。また、被害者と示談締結をされる前に必ず弊社の保険金支払担当者にご相談ください。ますようお願いいたします。事前にご相談のない示談解決は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、別冊の「保険金請求方法のご案内」をご覧ください。

契約内容の変更
に関するご連絡

保険金の
ご請求について

5 Q&A

(各種お手続きについて)



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q1

A

引越しました。住所や電話番号を変更したいのですが。

マイページサービスの「ご契約者様専用ページ」にてお手続きができます。
(詳しくはP13、P14あるいは巻末をご覧ください。)
また、あんしんサービスセンターにお電話いただければオペレーターが住所変更のお手続きを承ります。住所変更手続きをしていただけない場合、各種ご案内が届かなくなり、ご契約者に迷惑をおかけする場合がありますので忘れずにご連絡ください。

Q2

A

改姓しました。どのような手続きが必要ですか？

マイページサービスの「ご契約者様専用ページ」にてお手続きができます。
(詳しくはP13、P14あるいは巻末をご覧ください。)
なお、以下のお手続きを伴う場合には、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。お手続き方法をご案内します。

- 保険料振替口座等の変更手続き
- ご契約の犬または猫の譲渡手続き

Q3

A

契約内容を確認したいのですが。

マイページサービスの「ご契約者様専用ページ」にてWeb保険証券*の閲覧・ダウンロードをすることができますので、ぜひご利用ください。
(詳しくはP13、P14あるいは巻末をご覧ください。)
また、あんしんサービスセンターでもご契約内容の案内をさせていただきます。

*ご契約内容がすべて確認できる書類です。

Q4

A

保険料振替口座を変更したいのですが。

必要書類をお送りしますので、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。
なお口座振替をご希望の場合、弊社に必要書類をご提出いただいてから銀行等での登録まで1ヶ月～2ヶ月程かかりますので、あらかじめご了承ください。
また保険契約期間中でのお支払方法の変更(口座振替からクレジットカード、またはその逆)はできませんのでご注意ください。クレジットカードの紛失等の場合で、それまでのお支払方法が継続できない場合は、未払込保険料のお支払方法について手続きをご案内しますのでご連絡ください。

Q5

A

犬または猫を譲渡することになりました。
何か手続きが必要ですか？

契約者ご本人より、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、されない場合に依りて手続方法(書類)をご案内します。

(1)ご契約の継続を希望の場合

保険契約の承継(譲渡)になりますので、現在のご契約者(譲渡される方)と今後のご契約者(譲受人)連名でお手続きをしていただきます。なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。

(2)ご契約の継続を希望されない場合

解約のお手続きになります。

Q6

A

犬または猫が死亡しました。

必要書類をお送りしますので、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。



ご注意

お手続きには、客観的に犬または猫の死亡が確認できる書面(例:死亡診断書、火葬・葬儀の領収書等のコピー)が必要となります。
書面での確認が取れない場合には、任意解約扱いとなりますのでご了承ください。

詳しくは、P8「**6** 契約の失効」をご覧ください。

1 代理店の役割

(1) 保険契約の「媒介」と「代理」について

弊社の保険代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、弊社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介を行います。代理店には、保険契約の締結の「代理」権を有する代理店と、保険契約の締結の「媒介」を行う代理店とがあります。また、保険商品によっても代理店の役割が異なりますので、ご契約にあたり代理店の役割がご不明な場合は、弊社または弊社代理店までご確認ください。

(2) 「媒介」について

代理店がお客様と弊社の間で保険契約の締結の媒介を行う場合は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに、保険契約が締結されたものとして有効に成立します。

(3) 「代理」について

新規に保険契約をお申込みいただく場合、保険契約の締結代理権を有する代理店とご締結いただいた保険契約は、有効に成立したことになります。「どうぶつ健保べいびい」および「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」の場合は、代理店は弊社に代わって保険契約の締結を行います。

2 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3) 弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ (<http://www.anicom-sompo.co.jp/>) をご覧ください。

3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構

TEL: 03-3255-1635 URL: <http://www.sonpohogo.or.jp/>

ペット保険普通保険約款

第1章 用語の説明

普通約款およびこの保険契約に適用される特約において、次にかかげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 普通約款
このペット保険普通保険約款をいいます。
- (2) 保険期間
保険証券(保険証券に代わる書面を含みます。以下「保険証券等」といいます。)記載の保険期間をいい、当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(保険証券等にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後12時に終わります。なお、時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 待機期間
初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて30日を経過した日の午後12時までの期間をいい、当会社は、第8号②に定める疾病を発症した時がその期間中である場合は保険金を支払いません。
- (4) 保険金
入院、手術または通院に基づき算出する保険金をいいます。
- (5) 被保険者
 - ① 保険証券等記載の被保険者(「本人」といいます。)のほか、次にかかげる者をいいます。
 - ア. 本人の配偶者
 - イ. 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ウ. 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
 - ② ①の本人と本人以外の被保険者との続柄は、家庭どうぶつが第8号に定める傷病の原因が生じた時におけるものをいいます。
 - ③ ①の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (6) 家庭どうぶつ
愛がん動物または伴侶動物(コンパニオンアニマル)として、家庭等で飼養、管理されている動物および身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬をいい、保険証券等記載のものをいいます。
- (7) 傷病
 - ① 傷害
家庭どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性

食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

② 疾病

家庭どうぶつが被った①以外の傷病をいいます。

(8) 傷病の原因が生じた時

① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時をいいます。

② 疾病については、獣医師法(昭和24年法律第186号)に定める獣医師が診断した発症の時をいいます。獣医師が被保険者である場合は、被保険者以外の獣医師をいい、以下同様とします。

(9) 動物病院

獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。

(10) 診療

獣医師または獣医師の指示により動物病院の従業員が行う発症の原因を究明するための診察(検査を含みます。)およびその診察に基づく治療行為ならびにこれらに付随する一連の医療行為をいい、予防措置を含みません。

(11) 入院

診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、家庭どうぶつを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。

(12) 手術

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

(13) 通院

診療が必要な場合において、動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。

(14) 動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に定める動物取扱業の登録を受けた者をいいます。

(15) 告知事項

次にかかげる危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書または告知書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。

家庭どうぶつの種類、品種、体重、年齢、健康状態および他の保険契約等に関する事項等

(16) 危険

傷病を被る可能性をいいます。

(17) 無効

この保険契約のすべての効力が契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。

(18) 失効

この保険契約のすべての効力を所定の事由が生じた時に降失うことをいいます。

(19) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(20) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(21) 代位

権利を有する者に代わってその者の権利を取得することいいます。

(22) 継続契約

普通約款に基づく保険契約のうち、次にかかげる事項の両方にあてはまるものをいいます。

- ①継続前契約の保険期間の末日(継続前契約がその末日より前に解除となっていた場合はその解除日)の翌日を保険期間の初日とすること。
- ②家庭どうぶつが同一であること。

(23) 初年度契約

普通約款に基づく保険契約のうち、第22号に定める継続契約以外のものをいいます。

第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が負担した診療費が次にかかげる両方にあてはまる場合は、その診療費に対して、普通約款に従い保険金を支払います。

- (1) 家庭どうぶつが傷病を被ったことによる診療費であること。
- (2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後でも、傷病の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険金を支払いません。
- 2 当会社は、保険期間中に被った傷病であっても、この保険契約が初年度契約であるときは、傷病の原因が生じた時が保険期間の始まる前である場合は、保険金を支払いません。
- 3 診療の原因が疾病であるときは、第2項のほか、傷病の原因が生じた時が待機期間中である場合も、当会社は、保険金を支払いません。
- 4 当会社は、保険期間中に被った傷病であっても、この保険契約が継続契約であるときは、傷病の原因が生じた時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の始まる前である場合は、保険金を支払いません。
- 5 診療の原因が疾病であるときは、第4項のほか、傷病の原因が生じた時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の待機期間中である場合も、当会社は、保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

- 1 当会社は、次にかかげる事由のいずれかによって被った傷病に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失。なお、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (4) 原因がいかなる場合でも、家庭どうぶつに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったこと。
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害
 - (7) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(前に同じ。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (8) 第5号から第7号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染

- 2 当会社は、別表1にかかげる事由のいずれかによって被保険者が負担した診療費に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、被保険者が負担した予防のためのワクチン接種費用およびマイクロチップの埋込費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(損害の額)

- 1 当会社は、被保険者が負担した診療費から第3条(保険金を支払わない場合—その1)に定める保険金を支払わない場合にあってはまる診療費等を差し引いた診療費につき、その診療が行われた地において一般に認められる金額に対して、保険証券等記載の支払割合を乗じた額を損害の額として保険金を支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷病がなおった時以降の診療費については、損害の額に含みません。
- 2 被保険者が当会社と提携する機関から第1項に定める費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を負担したものとして、第1項、第5条(保険金の限度額)および第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定により算出した保険金をその機関に支払います。

第5条(保険金の限度額)

- 1 第4条(損害の額)に定める保険金は、保険期間を通じ、保険証券等記載の診療の形態ごとに定める支払限度額とそれぞれに対応する限度日数または限度回数を限度とします。なお、1傷病につき複数回の手術が必要な場合は、1傷病であっても保険証券等記載の限度回数を、1日に複数回通院した場合であっても、保険証券等記載の1日あたりの限度額をそれぞれ適用します。
 - (1) 入院または入院中に手術が行われた場合
 - ①入院のみの場合
入院における1日あたりの支払限度額×入院日数
 - ②入院中に手術が行われた場合
入院における1日あたりの支払限度額×入院日数+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数
 - (2) 通院または通院当日に手術が行われた場合
 - ①通院のみの場合
通院における1日あたりの支払限度額
 - ②通院当日に手術が行われた場合
通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数
- 2 第1項に定める限度日数および限度回数は、保険期間中に診療がなされたものに限りします。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第4条(損害の額)に定める損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第4条(損害の額)に定める損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条(他の傷病の影響)

- 1 家庭どうぶつが傷病の原因が生じた時既に存在していた別の傷病の影響により、または傷病を被った後に

その原因と関係なく被った別の傷病の影響により、傷病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

- 2 正当な理由がなく被保険者または保険契約者が診療を受けさせなかったことにより、傷病が重大となったときも、第1項と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第8条(告知義務)

- 1 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約の締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 動物取扱業者で満0歳の家庭どうぶつを購入と同時に保険契約を締結した初年度契約の場合は、第1項の規定を適用しません。
- 4 この保険契約が継続契約である場合は、第1項の規定を適用しません。ただし、この保険契約における支払責任額が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の支払責任額を加重するものである場合は、同項の規定を適用することがあります。
- 5 第2項の規定は、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、適用しません。
 - (1) 第2項に定める事実がなくなった場合
 - (2) 当会社が保険契約締結の際、第2項に定める事実を知っていた場合または過失によってその事実を知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者が、その事実の告知を妨げた場合またはその事実を告知しないこともしくはその事実と異なることの告知を勧めた場合を含みます。
 - (3) 当会社のために保険契約の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者が第2項に定める事実の告知を妨げた場合
 - (4) 当会社のために保険契約の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者に対し、第2項に定める事実の告知をしないことまたはその事実と異なることの告知を勧めた場合
 - (5) 保険契約者または被保険者が、家庭どうぶつが傷病を被る前に、告知事項につき、訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告知されていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- 6 第5項第3号および第4号の規定は、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第2項に定める事実を告知しなかった場合またはその事実と異なることを告知したと認められる場合は、適用しません。
- 7 第2項に定める解除は、当会社が同項に定める解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合は、適用しません。

【民法(明治29年法律第89号)に基づく期間の数え方】

- ・期間の初日は、算入しません。
 - ・1か月、5年は、暦に従って計算します。
 - ・月または年の初めから起算しない場合は、起算日に相当する日の前日に満了します。
 - ・応当する満了日がない場合は、その月の末日に満了します。
- なお、第24条(時効)も同様とします。

- 8 第2項に定める解除が傷病を被った後に適用された場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- 9 第8項の規定は、第2項に定める事実に基づかずに被った傷病については、適用しません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、この保険契約は無効とします。

第11条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、家庭どうぶつが死亡した場合は、この保険契約は失効します。

第12条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第14条(重大事由による解除)

- 1 当会社は、次にかかげる事由のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (3) 他の保険契約等との重複によって、家庭どうぶつに係る保険金の支払限度額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - (4) 第1号から第3号までにかかげるもののほか、保険契約者または被保険者が、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 第1項に定める解除が傷病を被った後に適用された場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1項各号のいずれかの事由が生じた時から解除が適用された時まで被った傷病に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第15条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の返還または請求-告知義務の場合)

- 1 第8条(告知義務)第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する

必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- 2 当会社が、保険契約者に対し第1項の規定による追加保険料の請求をしたにもかかわらず、保険契約者が相当の期間内にその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 第1項の規定による追加保険料を請求する場合において、第2項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- 1 保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、保険料を返還しません。
- 2 保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、支払うべき保険金が保険証券等記載のすべての限度日数および限度回数に達している場合は、保険料を返還しません。

第18条(保険料の返還-取消の場合)

第12条(保険契約の取消)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第19条(保険料の返還-解除の場合)

- 1 第8条(告知義務)第2項、第14条(重大事由による解除)第1項または第16条(保険料の返還または請求-告知義務)第2項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- 2 第13条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合も、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条(傷病を被った場合の通知)

- 1 家庭どうぶつが傷病を被った場合は、保険契約者または被保険者は、傷病の原因が生じた時からその日を含めて30日以内に傷病を被った状況および傷病の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害または傷病の調査に協力しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合、または同項に定める書類もしくは書類に事実と異なることを記載し、または書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条(保険金の請求)

- 1 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - (1) 入院および手術に関する保険金については、家庭どうぶつが平常の生活ができる程度になおった時、退院した時または傷病の原因が生じた時からその日を含めて40日を経過した時のいずれか早い時
 - (2) 通院に関する保険金については、家庭どうぶつが平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が20日に達した時または傷病の原因が生じた時からその日を含めて40日を経過した時のいずれか早い時
- 2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表2にかかげる書類のうち当会社が求めるものを提出しな

ければなりません。

- 3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次にかかげる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - (2) 第1号に定める者がいない場合または第1号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 第1号および第2号に定める者がいない場合または第1号および第2号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- 4 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- 5 当会社は、傷病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項にかかげるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 当会社は、保険契約者または被保険者が次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (1) 正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合
 - (2) 第2項または第5項に定める書類に事実と異なる記載をした場合
 - (3) 第2項または第5項に定める書類もしくは証拠を偽造または変造した場合

第22条(保険金を支払う時期)

- 1 当会社は、被保険者が別表2にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次にかかげる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、傷病の原因、傷病を被った状況、傷病の有無および保険証券等記載の家庭どうぶつにあてはまる事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷病の程度、傷病の原因と傷病との関係、診療の経過および内容
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由にあてはまる事実の有無
- 2 第1項の確認をするため、次にかかげる特別な照会または調査が不可欠な場合は、同項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が別表2にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて次にかかげる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。また、次にかかげる日数の両方にあてはまる場合は、第1号に定める日数とします。
 - (1) 第1項各号の事項を確認するための、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日
- 3 第1項および第2項にかかげる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったもしくは必要な協力を行わなかった場合は、当会社は、これにより

確認が遅延した期間については、第1項および第2項に定める期間に算入しないものとします。

- 4 第1項または第2項に定める保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第23条(当社の指定する獣医師による診察等の要求)

- 1 当社は、第20条(傷病を被った場合の通知)に定める通知または第21条(保険金の請求)に定める請求を受けた場合は、傷病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当社の指定する獣医師が作成した家庭どうぶつの診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- 2 当社は、第1項に定める診断または死体の検案(死亡の事実を獣医学的に確認することをいいます。)のために要した費用に対して、保険金を支払います。

第24条(時効)

保険金請求権は、第21条(保険金の請求)第1項に定める時から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条(代位)

- 1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の権利を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- (1) 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- (2) 第1号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 第1項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 保険契約者および被保険者は、当社が取得する第1項または第2項に定める債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする書類および証拠の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社は、当社に協力するために必要な費用に対して、保険金を支払います。

第26条(保険契約者の変更)

- 1 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、普通約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- 2 第1項に定める移転を行う場合は、保険契約者は書面または保険契約者本人を確認できるものの提示をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条(準拠法)

普通約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 (第3条第2項関係)

- (1) 保険期間が始まる前から被っていた家庭どうぶつの傷病および発症していた先天性異常
- (2) 次にかかぜる疾病およびこれらに起因する疾病。ただし、その疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬バラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症

- (3) 家庭どうぶつの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病
- (4) 乳歯遺残、停留嚢丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、兎の過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含みます。)および肛門腺しまり
- (5) 第3号および第4号に定める処置に他の診療を併行して行った場合の第3号および第4に定める処置(麻酔費用を含みます。)
- (6) 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用(健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。)
- (7) 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)
- (8) 中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療および減感作療法
- (9) シャンプー、薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー(いずれも、動物病院内で処置に用いられるものを除きます。)
- (10) 時間外診療費および往診料(ただし、動物取扱業者から引き渡された日を初年度契約の保険期間の初日とする場合は、その初日から翌月の応当日前日までのものを、応当する日がない場合は翌月末日までのものを除きます。)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的のための初診料および再診料、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用
- (11) カウンセリング料、相談料および指導料
- (12) 安楽死、遺体処置および解剖検査(ただし、第23条(当社の指定する獣医師による診察等の要求)第3項に定める死体の検案のために要した費用は、除きます。)

別表2 (第21条第2項関係)

保険金請求書類

提出書類	通院	入院	手術
保険金請求書	○	○	○
保険証券等(写)	○	○	○
診療費用の支払を証明する診療明細書または当社と提携する機関からのその費用の請求書 (注) その病院において診療明細書が発行されない場合は領収証	○	○	○
手術の内容を証明する獣医師の診断書	—	—	○

(注1) 動物病院発行の診療明細書もしくは領収証において、被保険者名、家庭どうぶつ名、受診日(通院、入院および手術の区別)、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が明らかでない場合には、別途、獣医師が記入および押印した診療項目別診療明細書を当会社に提出しなければなりません。

(注2) 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

ペット賠償責任特約

第1章 用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 被保険者
普通約款に定める被保険者から、民法(明治29年法律第89号)に定める責任無能力者を除いた者をいいます。
- (2) 責任無能力者
未成年者のうち、他人に損害を加えた時において、自己の行為の責任を弁識できる知識を備えていなかった者をいいます。
- (3) 他人
保険契約者および被保険者にあてはまらない者をいいます。
- (4) 身体の障害
傷害または疾病をいい、これらを原因とする後遺障害または死亡を含みます。
- (5) 財物の損壊
財物の滅失、き損または汚損をいいます。
- (6) 被害者等
身体の障害または財物の損壊を被った者である被害者をいい、被害者のほか損害賠償請求権を有する者を含みます。

第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、普通約款およびこの特約に従い、家庭どうぶつの行為に起因して、日本国内において生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、その損害に対して、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

- 1 当社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 2 当社は、次にかかげる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意。なお、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 被保険者が狂犬病のワクチン接種を怠ったこと。
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害

- (5) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(前に同じ。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) (5)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (7) (3)から(6)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次にかかげる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 家庭どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (4) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (5) 被保険者または被保険者の指図による闘争行為に起因する損害賠償責任

第4条(保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次にかかげるとおりとします。

- (1) 被保険者が被害者等に支払うべき損害賠償金
- (2) 第7条(事故発生時の義務)に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- (3) 第7条に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (4) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明した場合は、被保険者が被害者のために要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- (5) 第8条(損害賠償責任解決の特例)に定める当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- (6) 損害賠償金に関する争訟について、被保険者が当社の書面により同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第5条(保険金の支払額)

- 1 1回の事故につき、当社が支払うべき保険金の額は、次にかかげる算式によって算出した額とします。ただし、1回の事故につき、保険証券等記載の支払限度額を限度とします。
「被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」+「第4条(保険金の範囲)第2号から第4号までに定める費用」-「被保険者が被害者等に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合はその価額」-「保険証券等記載の免責金額」= 保険金の額
- 2 当社は、第1項に定める保険金のほか、次にかかげる費用の合計額を支払います。
 - (1) 第4条第6号に定める費用
 - (2) 被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 1 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- 2 第1項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- 3 第2項における損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務)

- 1 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - (2) 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - (3) 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ① 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - ② 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - (4) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - (5) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
 - (6) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - (7) 他の保険契約等の有無および内容について遅滞なく当会社に通知すること。なお、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
 - (8) 第1号から第7号までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害または傷病の調査に協力しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - (1) 第1項第1号に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - (2) 第1項第2号および同項第3号または同項第6号から同項第8号までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - (3) 第1項第4号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - (4) 第1項第5号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- 3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項第3号もしくは第8号の書面もしくは書類に事実と異なることを記載し、または書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(損害賠償責任解決の特例)

- 1 当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができ。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく第1項に定める協力に応じないときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

- 1 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者等の間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、それぞれ発生し、これを行行使することができます。
- 2 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - (1) 保険金の請求書
 - (2) 被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または被害者等の承諾があったことを示す書類
 - (3) 財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書および被害が生じた物の写真
 - (4) その他当会社が第10条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険証券等において定めたもの
- 3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次にかかげる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - (2) 第1号に定める者がいない場合または第1号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 第1号および前号に定める者がいない場合または第1号および第2号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または第2号以外の3親等内の親族
- 4 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- 5 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項にかかげるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 当会社は、保険契約者または被保険者が、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (1) 正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合
 - (2) 第2項または第5項の書類に事実と異なる記載をした場合
 - (3) 第2項または第5項の書類もしくは証拠を偽造または変造した場合

第10条(保険金の支払時期)

- 1 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条(保険金の請求)第2項各号にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次にかかげる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者にあてはまる事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - (5) 第1号から第4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有す

- る損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 第1項の確認をするため、次にかかげる特別な照会または調査が不可欠な場合は、第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条第2項各号にかかげる書類のうち当社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて次にかかげる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査調査結果の照会 180日
- (2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 第1項第3号のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日
- 3 第1項および第2項にかかげる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったもしくは必要な協力を行わなかった場合は、当会社は、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項に定める期間に算入しないものとします。
- 4 第1項または第2項に定める保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条(被害者等の先取特権)

- 1 被害者等には、被保険者の当会社に対する保険金請求権について、先取特権があります。ただし、第4条(保険金の範囲)第2号から第7号までに定める費用に対する保険金請求権を除きます。
- 2 当会社は、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、保険金を支払うものとします。
- (1) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (2) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者等に対して支払う場合
- (3) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をする前に、被害者等が第1項の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者等に対して支払う場合
- (4) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者等が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者等が承諾した金額を限度とします。
- 3 保険金請求権は、被害者等以外の第三者に譲渡できません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または第2項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、同項第1号または第4号の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。また、この項における保険金請求権には、第4条(保険金の範囲)第2号から第7号までの費用に対する保険金請求権を含みません。

第12条(被害者等の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券等記載の保険金額が、第11条(被害者等の先取特権)第2項第2号または第3号の規定により被害者等に対して支払われる保険金と被保険者が第4条(保険金の範囲)第2号から第7号までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って被害者等に対する保険金の支払を行うものとします。

第13条(時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)第1項に定める時から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。ただし、被害者等の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合は、保険金請求権も、消滅します。

【民法(明治29年法律第89号)に基づく期間の数え方】

- ・期間の初日は、算入しません。
- ・3年は、暦に従って計算します。
- ・月または年の初めから起算しない場合は、起算日に相当する日の前日に満了します。
- ・相当する満了日がない場合は、その月の末日に満了します。

第14条(普通約款の読替え)

当会社は、この特約においては、普通約款を次にかかげるとおりに読み替えて適用します。

- (1) 普通約款第1章第5号②中「傷病の原因が生じた時」とあるのは「損害の原因となった事故発生の時」
- (2) 普通約款第14条(重大事由による解除)第1項第1号および第2項中、「傷病」とあるのは「損害」

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

分割払特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 保険事故
この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。
- (2) 年額保険料
この保険契約に定められた年間の総保険料をいいます。
- (3) 未払込分割保険料
年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条(保険料の分割払)

当会社は、この特約に従い、保険契約者が年額保険料を保険証券等記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

第2条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券等記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。

第3条(第1回分割保険料領収前に生じた保険事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が第1条(保険料の分割払)の規定による第1回分割保

保険料を払い込まない場合において、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、保険金を支払いません。

(1) この保険契約の保険期間が始まった時から第1回分割保険料を領収した時までの期間中に、この保険契約で定める保険事故(その原因を含みます。以下同様とします。)が生じていた場合

(2) この保険契約で定める保険事故の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の保険期間が始まった時から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの期間中であった場合

第4条(第2回目以降の分割保険料を払い込まない場合に生じた保険事故)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後も払い込まない場合において、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、当会社は、保険金を支払いません。

- (1) その分割保険料の払込期日からその分割保険料を領収した時までの期間中に、この保険契約で定める保険事故が生じていた場合
- (2) この保険契約で定める保険事故の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその分割保険料の払込期日からその分割保険料を領収した時までの期間中であった場合

第5条(追加保険料の払込み)

- 1 当会社が第9条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一括して払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が第1項に定める追加保険料の払込みを怠った場合において、次にかかげる場合のあてはまるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (1) 第9条(保険料の返還または請求)の規定による事由が生じた時から追加保険料を領収した時までの期間中に、この保険契約で定める保険事故が生じていた場合
- (2) この保険契約で定める保険事故の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の第9条(保険料の返還または請求)に定める事由が生じた時から追加保険料を領収した時までの期間中であった場合

第6条(保険金が支払限度を超える場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、支払うべき保険金が保険証券等記載のすべての限度日数および限度回数に達する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込分割保険料の全額を一括して払い込まなければなりません。

第7条(第2回目以降の分割保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)

- 1 当会社は、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、この保険契約を解除することができます。
- (1) 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- 2 第1項に定める解除は、保険契約者に対する書面をもって通知し、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- (1) 第1項第1号による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- (2) 第1項第2号による解除の場合は、次回払込期日
- 3 第1項の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条(第7条以外の保険契約の解除)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款第13条(保険契約者による保険契約の解除)または同第14条(重大事由による解除)の規定により、この保険契約の全部または一部を解除する場合において、年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額と未経過期間に対応する分割保険料の総額との差額がある場合は、その差額を返還または請求します。

第9条(保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款に定める保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定める条件に基づき、保険料を返還または請求します。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

継続契約特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- 1 この保険契約の保険期間の末日の翌日の属する月の3か月前の末日(以下「意思表示期限」といいます。)までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約の保険期間の末日と同一の内容で継続するものとします。以後毎年同様とします。
- 2 家庭どうぶつの年齢の進行または体重の変化等により、その家庭どうぶつに適用する保険料が変更となる場合には、第1項の規定にかかわらず、継続契約の保険料(以下「継続保険料」といいます。)を変更するものとします。
- 3 第2項を適用するにあたり、家庭どうぶつが犬の混血種で初年度契約における年齢が0歳の場合において、保険契約者からその家庭どうぶつの体重の確認が得られなかったときは、この特約を適用しません。
- 4 第1項の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
- 5 継続契約に初回保険料払特約が適用される場合は、同特約第1条(この特約の適用条件)第2項第2号に定める保険契約の締結は、意思表示期限までになされたものとします。

第3条(継続保険料とその払込方法)

- 1 継続保険料の額は、保険証券等記載の金額とします。

- 2 保険契約者は、継続保険料をこの保険契約の保険期間の末日までに払い込むものとします。
- 3 第2項の規定にかかわらず、継続契約に分割払特約が適用される場合には、保険契約者は、第1回分割保険料を継続契約の保険期間の初日の属する月の応当日（この保険契約において定められた払込期日の「応当日」を、応答する日がない場合はその月の末日をいいます。）までに、第2回目以降の分割保険料は、保険証券等記載の払込期日までに払い込むものとします。
- 4 第2項および第3項の規定にかかわらず、継続契約に初回保険料払特約が適用される場合は、保険契約者は、同特約の規定に従い、継続保険料を払い込むものとします。この場合には、第4条（継続保険料を払い込まない場合に生じた保険事故）および第5条（継続保険料を払い込まない場合の保険契約の解除）の規定は適用しません。

第4条（継続保険料を払い込まない場合に生じた保険事故）

当会社は、保険契約者が継続保険料（第3条（継続保険料とその払込方法）第3項に定める継続契約の第1回分割保険料を含みます。）について、その継続保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後も払い込まない場合において、次にかかざる場合のいずれかにあてはまるときは、当会社は、保険金を支払いません。

- (1) その継続保険料の払込期日からその継続保険料を領収した時までの期間中に、この保険契約で定める保険事故（その原因を含みます。以下同様とします。）が生じていた場合
- (2) この保険契約で定める保険事故の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその保険料の払込期日からその保険料を領収した時までの期間中であった場合

第5条（継続保険料を払い込まない場合の保険契約の解除）

- 1 保険契約者が、継続保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後も払い込まない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- 2 第1項の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条（継続保険料）

- 1 継続契約の保険料は、家庭どうぶつの年齢の進行または体重の変化等の条件によって定めるものとします。
- 2 この保険契約に適用した保険料を改定した場合は、当会社は、保険料が改定された日以後、この特約により保険期間が始まる継続契約の継続保険料を変更します。

第7条（継続契約に適用される特約）

- 1 継続契約には、この保険契約に適用された特約が適用されるものとします。
- 2 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から特約の追加または削除の申出がある場合は、追加または削除した特約を継続契約に適用するものとします。
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、当会社は、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約は継続契約に適用し、特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約は継続契約へ適用しないこととします。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、保険契約者から継続保険料を口座振替の方法により払い込む旨の申出がある場合には、初回保険料払特約を継続契約に適用するものとします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

通信販売特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

(1) 通知内容

引受条件、保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法および重要事項の説明等をいいます。

(2) 保険料

この保険契約に、分割払特約が適用される場合は第1回分割保険料を、初回保険料払特約が適用される場合は初回保険料をいうものとします。

第1条（保険契約の申込み）

- 1 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする場合は、次にかかげずの方法のいずれかによります。

区分	保険契約の引受確認	保険料の払込確認
(1) 保険契約申込書（告知書を含みます。）に当会社が求める事項を記載し、当会社または代理店に送付する方法	当会社は、送付された保険契約申込書に基づき、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合は、通知内容を記載した書面（以下「通知書」といいます。）を保険契約者に送付または通知内容を通信手段をもって通知するものとします。	保険契約者は、通知内容に同意して、保険契約を締結する場合は、払込期日までに、払込方法に従って、保険料を払い込むものとします。当会社は、保険料の払込みを確認した場合は、保険証券等を保険契約者に送付または通信手段によって通知するものとします。
(2) 情報処理機器等の通信手段（以下「通信手段」といいます。）を媒介とし、当会社または代理店に対し、保険契約申込みの意思表示（以下「契約意思の表示」といいます。）する方法	当会社は、契約意思の表示内容に基づき、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合は、通知内容を通信手段をもって保険契約者に通知するものとします。	

- 2 第1項第2号の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が動物取扱業者で家庭どうぶつの購入と同時に契約意思の表示をして保険契約を締結し保険料を払い込んだ場合は、保険証券等を保険契約者に送付または通信手段をもって通知するものとします。
- 3 保険契約者により保険契約申込書が所定の期間を超えて当会社に送付された場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第2条(保険料の払込方法)

- 1 保険契約者は、通知内容に従い、保険料を払い込むものとします。
- 2 通知内容における払込期日は、この保険契約に適用される他の特約に払込期日に関して別の規定がある場合を除き、保険期間の初日までの当会社が定める日とします。
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、第1条(保険契約の申込み) 第2項の規定による場合は、保険契約者は、保険契約の締結と同時に保険料を払い込まなければなりません。
- 4 この保険契約に初回保険料払特約が適用される場合は、同特約に定める初回払込期日までに初回保険料を払い込まなければなりません。
- 5 この保険契約に保険料分割払特約が適用される場合は、同特約に定める払込期日までに第2回目以降の分割保険料を払い込まなければなりません。

第3条(保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)

当社は、払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条(分割払特約の適用)

この保険契約に分割払特約が適用される場合において、この特約と抵触する規定については、適用しないものとします。

第5条(保険期間の読替え)

この特約においては、保険期間を「保険証券等記載の保険期間をいい、当会社の責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。なお、時刻は、日本国の標準時によるものとします。」と読み替えて適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかざるとおりとします。

(1) 保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

(2) 初回保険料

次にかかざると保険料をいいます。

- ① 保険料の払込方法が一時払の場合は一時払保険料
- ② 保険料の払込方法が分割払の場合は第1回分割保険料

(3) 提携金融機関

当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

- 1 この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- 2 この特約は、次にかかざると条件のすべてにあてはまる場合に適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
 - (2) この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。
- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の指定する口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第2条(初回保険料の払込み)

- 1 初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める期日(以下「初回払込期日」といいます。)に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- 2 初回払込期日が提携金融機関の休業日にあたり、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回払込期日に払込みがあったものとします。
- 3 保険契約者は、初回払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預けておかねばなりません。
- 4 この保険契約に分割払特約が適用される場合は、当会社は、保険期間の初日の属する月の初回払込期日に、初回保険料として2か月分を指定口座から当会社の口座に振り替えます。
- 5 第4項の場合において、第2回目以降の分割払保険料は、保険期間の初日の属する月の翌月より連続して10回にわたり指定口座から当会社の口座に振り替えます。

第3条(初回保険料の払込猶予期間)

- 1 初回払込期日に初回保険料が払い込まれない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が初回払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込前に生じた保険事故に対しては、普通約款第2条(保険金を支払わない場合-その1) 第1項およびこの保険契約に適用される他の特約に定める初回保険料領収前に生じた保険事故に関する規定を適用しません。
- 3 初回保険料が払い込まなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、第2項中の「初回払込期日の属する月の翌月末日」を「初回払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。
- 4 第3項の場合は、当会社は、保険契約者に対して口座振替が可能となる月の前月までの保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条(初回保険料払込前に生じた保険事故)

- 1 被保険者が、初回保険料払込前に保険金の支払を受けようとする場合は、保険金の支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- 2 第1項の規定にかかわらず、保険事故およびその原因が生じた日が、初回払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故に対して保険金を支払います。
- 3 第2項の確約に反して保険契約者が初回払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求する

ことができます。

第5条(初回保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)

- 1 当社は、初回払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- 2 第1項の規定は、この保険契約に適用される分割払特約の規定に優先して適用します。
- 3 第1項に定める解除は、保険契約者に対する書面をもって通知し、解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かって生じます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

クレジットカード払特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

(1) 保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

(2) 保険料

保険契約締結時に払い込むべき保険料または保険契約締結後に払い込む追加保険料をいいます。

(3) 会員規約等

クレジットカードの使用権者(会員として認められた法人を含みます。)がクレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。

第1条(クレジットカードを使用した保険料払込の承認)

- 1 当社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)を使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。
- 2 第2条(保険料の払込みと保険事故)以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の払込みごとに適用します。

第2条(保険料の払込みと保険事故)

- 1 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードの使用により払い込む旨の申出があった場合は、当社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性(クレジットカードの真偽、有効期限および無効通知)等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認します。
- 2 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合は、当社が第1項に定める承認をした時(保険証券等記載の保険期間が始まる前に承認した場合は保険期間が始まった時とします。)以後、普通約款第2条(保険金を支払わない場合-その1)第1項およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故に関する規定を適用しません。
- 3 当社は、次にかかげるとおりの場合のいずれかにあてはまるときは、第2項の規定は適用しません。

(1) 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して払い込むべき保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

(2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

(3) 当社に直接払い込むべき保険料があるときに、その保険料の全額が払い込まれていない場合

第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- 1 第2条(保険料の払込みと保険事故)第3項第1号に定める「この保険契約の保険料を領収できない場合」は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 2 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、第1項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条第2項の規定を適用します。
- 3 保険契約者が第2項に定める保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を適用する保険契約を解除することができます。

第4条(保険料の返還の特則)

- 1 普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード発行会社から当社に払い込むべき保険料の全額および第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)第1項の規定により直接請求した保険料がある場合は、その全額の領収を確認した後に保険料を返還します。
- 2 クレジットカード発行会社から当社に払い込むべき保険料の全額を当社が領収していない場合において、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して払い込むべき保険料相当額の全額を既に払い込んでいるときは、当社は、その額を領収したものとします。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

特定傷病除外特約

第1条(保険金を支払わない場合の追加)

- 1 当社は、この特約に従い、普通約款第3条(保険金を支払わない場合-その2)第4項として、次のとおり追加して適用します。
「4 当社は、保険証券等記載の傷病を被ったことによって被保険者が負担した診療費に対しては、保険金を支払いません。」
- 2 第1項の規定は、家庭どうぶつごとに適用します。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

待機期間補償特約

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、この特約に従い、動物取扱業者で満0歳¹の家庭どうぶつを購入と同時にこの保険契約を締結した場合は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）第3項および同条第5項の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

包括契約特約（毎月精算方式）

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条（暫定保険料）

- 1 保険契約者は、初年度契約の締結と同時に保険証券等記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を当会社に払い込まなければなりません。
- 2 普通約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）第1項の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故（その原因を含みます。）に関する規定は、暫定保険料に適用するものとします。
- 3 当会社と保険契約者の間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、この保険契約の継続に際して払い込むべき暫定保険料を、第4条（確定保険料）第3項に定めるこの保険契約の差額精算と同時に、払い込まなければなりません。この場合において、暫定保険料が払い込まれない場合は、第2項の規定を適用するものとします。

第2条（帳簿の備付け）

- 1 保険契約者は、被保険者（本人）の氏名、家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- 2 保険契約者が正当な理由がなく第1項の規定による要求に応じない場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（通知）

- 1 保険契約者は、保険証券等記載の通知日までに、1か月間の家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を、書面または情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知により、当会社に通知しなければなりません。

- 2 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。

第4条（確定保険料）

- 1 保険契約者は、第3条（通知）第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料（以下「確定保険料」といいます。）を保険証券等記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が第1項に定める確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 3 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

包括契約特約（一括精算方式）

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条（暫定保険料）

- 1 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券等記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を当会社に払い込まなければなりません。
- 2 普通約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故（その原因を含みます。）に関する規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第2条（帳簿の備付け）

- 1 保険契約者は、被保険者（本人）の氏名、家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- 2 保険契約者が正当な理由がなく第1項の規定による要求に応じない場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（通知）

- 1 保険契約者は、保険証券等記載の通知日までに、1か月間の家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を、書面または情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知により、当会社に通知しなければなりません。

- 2 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。

第4条(確定保険料)

- 1 保険契約者は、保険期間終了に際し、第3条(通知)第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料(以下「確定保険料」といいます。)と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- 2 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えたときは、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- 3 保険契約者が第2項に定める追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収した時までの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

精算特約(一括精算方式用)

当会社は、この特約に従い、包括契約特約(一括精算方式)第4条(確定保険料)第1項を次のとおり読み替えて適用します。

「1 当会社は、次のいずれかにあてはまる場合は、第3条(通知)第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料(以下「確定保険料」といいます。)と暫定保険料の間でその差額を精算します。」

- (1) この保険契約が失効または解除となる場合
- (2) この保険契約の保険期間の末日の翌日を保険期間の初日とする保険契約を締結しない場合

団体扱特約(給与引去方式)

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 企業体
公社、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
- (2) 団体
保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
- (3) 職域労働組合等
団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織等をいいます。
- (4) 集金契約
「保険料集金に関する契約書(企業体による給与引去方式)」または「保険料集金に関する契約書(職域労働組合等が集金する給与引去方式)」による保険料集金契約をいいます。
- (5) 集金者
当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
- (6) 年額保険料
この保険契約に定められた年間の総保険料をいいます。
- (7) 分割保険料
年額保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
- (8) 一括払
年額保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
- (9) 分割払
年額保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込むことまたは追加保険料を異動承認請求書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
- (10) 覚書
「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
- (11) 保険事故
この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。
- (12) 未払込保険料
分割払における年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額または追加保険料と年額保険料の合計額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次にかかげる条件のすべてにあてはまる場合に、適用します。

- (1) 保険契約者は、企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者であること。
- (2) 次にかかげる集金契約のいずれかが締結されていること。
 - ① 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(企業体による給与引去方式)」による集金契約。
ただし、団体が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限り、適用します。

- ②職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(職域労働組合等が集金する給与引去方式)」による集金契約。ただし、職域労働組合等が①のただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りです。
- (3) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ① 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に払い込むこと。
- ② 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社が指定する場所に払い込むこと。
- (4) 保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを引き受けること。

第2条(保険料の払込方法)

- 1 保険契約者は、次にかかげる方法のいずれかにより、保険料を払い込むことができます。
- (1) 一括払
(2) 分割払
- 2 第1項に定める方法による払込みは、次のとおりとします。

区分	保険料の払込み
(1) 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 ① 保険契約締結時に直接当会社に払い込むものとします。 ② 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
(2) 分割払の方法による第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条(保険料領収前に生じた保険事故)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険契約者が第2条(保険料の払込方法) 第2項第1号に定める保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日から保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 2 第1項の規定は、第2条第2項第1号に定める保険料が、同号②に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条(追加保険料の払込方法)

- 1 告知事項に関する訂正の申出(以下「訂正の申出」といいます。)を承認する場合において、当会社が普通約款第16条(保険料の返還または請求—告知義務の場合) 第1項に定めるところに従い追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 2 第1項の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当会社の承認を得て、訂正の申出を当会社所定の連絡先に行うことを条件として、同項に定める追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときを除いて訂正の申出を撤回することはできません。

第5条(追加保険料領収前に生じた保険事故)

- 1 当会社は、訂正の申出の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後でも、保険契約者が第4条(追加保険料の払込方法) 第1項に定める追加保険料の払込みを怠った場合は、異動日から追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 2 第1項の規定は、追加保険料が第4条第2項に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- 1 この特約は、次表の区分欄にかかげる場合にあってはまるときは、次表の集金不能日欄に定める日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

区分	集金不能日
(1) 集金契約が解除された場合	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日
(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合	
(3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合	
(4) 第1号から第3号までのほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合	

- 2 第1項第1号に定める場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。
- 3 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、集金者を経ることなく、未払込保険料の全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 4 第3項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、当会社は、集金不能日から未払込保険料の全額を領収した時までの期間中に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 5 当会社は、第3項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 6 第5項に定める解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 7 第5項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

団体扱特約(口座振替方式)

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 企業体
公社、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
- (2) 団体
保険契約者が給与の支払を受けている企業体や官公署をいいます。ただし、保険契約者が退職者である場合は、退職前に給与の支払を受けていた企業体や官公署をいいます。
- (3) 退職者
企業体や官公署を退職した者をいいます。
- (4) 職域労働組合等
団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織等をいいます。
- (5) 集金契約
「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
- (6) 集金者
当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
- (7) 指定口座
保険契約者が指定する口座をいいます。
- (8) 年額保険料
この保険契約に定められた年間の総保険料をいいます。
- (9) 分割保険料
年額保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
- (10) 一括払
年額保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
- (11) 分割払
年額保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を異動承認請求書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
- (12) 覚書
「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
- (13) 保険事故
この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。
- (14) 未払込保険料
分割払における年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額または追加保険料と年額保険料の合計額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次にかかげる条件のすべてにあてはまる場合に、適用します。

- (1) 保険契約者は、企業体または官公署に勤務し、毎月その企業体または官公署から給与の支払を受けている者またはその退職者であること。

- (2) 団体または職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ① 指定口座から、口座振替により、保険料を集金日に集金すること。
 - ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。
- (4) 保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを引き受けること。

第2条(保険料の払込方法)

- 1 保険契約者は、次にかかげる方法のいずれかにより、保険料を払い込むことができます。
 - (1) 一括払
 - (2) 分割払
- 2 第1項に定める方法による払込みは、次のとおりとします。

区分	保険料の払込み
(1) 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 ① 保険契約締結時に直接当会社に払い込むものとします。 ② 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
(2) 分割払の方法による場合の第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条(保険料領収前に生じた保険事故)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険契約者が第2条(保険料の払込方法)第2項第1号に定める保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日から保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 2 第1項の規定は、第2条第2項第1号に定める保険料が、同号②に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条(追加保険料の払込方法)

- 1 告知事項に関する訂正の申出(以下「訂正の申出」といいます。)を承認する場合において、当会社が普通約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務の場合)第1項に定めるところに従い追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 2 第1項の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当会社の承認を得て、訂正の申出を当会社所定の連絡先に行うことを条件として、同項の追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときを除いて訂正の申出を撤回することはできません。

第5条(追加保険料領収前に生じた保険事故)

- 1 当会社は、訂正の申出の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後でも、保険契約者が第4条(追加保険料の払込方法)第1項に定める追加保険料の払込みを怠った場合は、異動日から追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

2 第1項の規定は、追加保険料が第4条第2項に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

1 この特約は、次表の区分欄にかかげる場合にあってはまるときは、次表の集金不能日欄に定める日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

区分	集金不能日
(1) 集金契約が解除された場合	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日
(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当会社に払い込んだ場合を除きます。	左記の事実が発生した日
(3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、退職後に本特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。	
(4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなったことの通知を受けた場合	

- 2 第1項第1号に定める場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。
- 3 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、集金者を経ることなく、未払込保険料の全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 4 第3項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、当社は、集金不能日から未払込保険料の全額を領収した時までの期間中に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 5 当社は、第3項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 6 第5項に定める解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 7 第5項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

集団扱特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 集団
当社が別に定める基準に適合する団体をいいます。
- (2) 構成員
その集団を構成する法人または個人をいいます。
- (3) 集金契約
「保険料集金に関する契約書(集団扱)」による保険料集金契約をいいます。
- (4) 集金者
当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
- (5) 年額保険料
この保険契約に定められた年間の総保険料をいいます。
- (6) 分割保険料
年額保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
- (7) 一括払
年額保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
- (8) 分割払
年額保険料を保険証券等記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を異動承認請求書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
- (9) 覚書
「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
- (10) 保険事故
この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。
- (11) 未払込保険料
分割払における年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額または追加保険料と年額保険料の合計額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

- この特約は、次にかかげる条件のすべてにあってはまる場合に、適用します。
- (1) 保険契約者は、集団、その役員、従業員もしくは構成員であることまたはその構成員の役員もしくは従業員であること。
- (2) 集団または集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ① 保険料を集金日に集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当社の指定する場所に払い込むこと。
- (4) 保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当社がこれを引き受けること。

第2条(保険料の払込方法)

- 1 保険契約者は、次にかかげる方法のいずれかにより、保険料を払い込むことができます。
 - (1) 一括払
 - (2) 分割払
- 2 第1項に定める方法による払込みは、次のとおりとします。

区分	保険料の払込み
(1) 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 ①保険契約締結時に直接当会社に払い込むものとします。 ②集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
(2) 分割払の方法による第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条(保険料領収前に生じた保険事故)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険契約者が第2条(保険料の払込方法)第2項第1号に定める保険料の払込みを怠った場合は、保険料領収前に生じた保険事故については、保険金を支払いません。
- 2 第1項の規定は、第2条第2項第1号の保険料が同号②に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条(追加保険料の払込方法)

- 1 告知事項に関する訂正の申出(以下「訂正の申出」といいます。)を承認する場合において、当会社が普通約款第16条(保険料の返還または請求—告知義務の場合)第1項に定めるところに従い追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 2 第1項の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に、覚書が締結されている場合は、保険契約者は、当会社の承認を得て、訂正の申出を当会社所定の連絡先に行くことを条件として、同項に定める追加保険料について、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法によって払い込むことができます。なお、この場合において、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除き、訂正の申出を撤回することはできません。

第5条(追加保険料領収前に生じた保険事故)

- 1 当会社は、訂正の申出の承認によって保険契約条件を変更すべき期間が始まった後でも、保険契約者が第4条(追加保険料の払込方法)第1項に定める追加保険料の払込みを怠った場合は、異動日から追加保険料を領収した時までの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 2 第1項の規定は、追加保険料が第4条第2項に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- 1 この特約は、次表の区分欄にかかげる場合にあってはまるときは、次表の集金不能日欄に定める日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

区分	集金不能日
(1) 集金契約が解除された場合	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日
(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当会社に払い込んだ場合を除きます。	左記の事実が発生した日
(3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなったことの通知を受けた場合	

- 2 第1項第1号または第3号に定める場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。
- 3 第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、集金者を経ることなく、未払込保険料の全額を一括払の方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 4 第3項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、当会社は、集金不能日から未払込保険料の全額を領収した時までの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 5 当会社は、第3項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 6 第5項に定める解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 7 第5項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

アニコムならではのサービス!

最新情報は
Webで!

各種サービスとして

マイページ
サービス

■ サービス内容

ご契約内容の確認

Web保険証券*の閲覧・ダウンロード

*ご契約内容がすべて確認できる書類

保険金請求書類のダウンロード

(直接弊社に保険金を請求する際にご利用ください。)

- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術用診断書 ※「どうぶつ健保」対応病院以外で手術を受ける場合に必要となります。

保険金等受取実績の確認

ご契約者様情報(①住所 ②電話番号 ③改姓 ④Eメール 等)の変更手続き

暗証番号(パスワード)の変更手続き

等

■ ログイン方法

<http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン

>>

証券番号・暗証番号を入力

以下のご相談はご契約者の確認のため「証券番号・お名前・お電話番号・ご住所・どうぶつのお名前等」をお伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

しつけ
健康相談

獣医師やアニコムカウンセラーが、どうぶつに関する子育て相談や健康相談を電話やWebでお受けいたします。(平日・予約制)

迷子検索
サポート

大切なわが子が迷子になったときに、ご相談をお受けしたり、検索のためのアドバイスを電話でお受けいたします。(平日・土曜)

※このサービスは、弊社提携先がご提供するサービスです。

※上記のサービスは現時点での内容であり、今後変更される場合もあります。

■ お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター

0800-888-8256

携帯電話・PHSからはこちらへ

03-6810-2314

受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30 ※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

■ ご意見・苦情等は
お客様相談センターへ

お客様相談センター

0800-111-1091

携帯電話・PHSからはこちらへ

03-6810-2315

ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。URL: <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」にご相談いただくこともできます。また斡旋・調停を行なう機関のご紹介もいたします。

(社)日本損害保険協会「そんがいはけん相談室」 **0120-107-808**

受付時間: 平日 9:00~18:00 (土日・祝日および年末年始は除く)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは **03-3255-1306** をご利用ください。



〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F

YK006-1001-4

